



2022年9月16日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社  
(コード番号：9308 東証スタンダード)  
代表者名 代表取締役社長 乾 康之  
問合せ先 執行役員総務・経理担当  
加藤 貴子  
(TEL. 03-5548-8613)

## 株主による株主総会決議取消訴訟に係る 当社に対する上告取下げ及び上告受理申立て取下げに関するお知らせ

2022年1月14日付「株主による株主総会決議取消訴訟に係る当社に対する上告及び上告受理申立てに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオホールディングス合同会社(以下、「アルファレオ社」といいます。)は、掲題訴訟におけるアルファレオ社の請求を却下する旨等を内容とする控訴審判決の一部を不服として最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立てを行ってまいりました。

当社は、2022年9月15日、最高裁判所より、アルファレオ社による上告取下げ書及び上告受理申立て取下げ書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、これにより、当社が勝訴した控訴審判決が確定したこととなり、株主総会決議取消訴訟は終結となりました。

### 記

#### 1. アルファレオ社による上告取下げ及び上告受理申立て取下げに至る経緯

2021年6月29日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、アルファレオ社は、2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会における決議の取消訴訟及び2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会における決議の取消訴訟に係る第1審である東京地方裁判所の判決(以下、「第1審判決」といいます。)の一部を不服として、東京高等裁判所に控訴(以下、「本件控訴」といいます。)を提起しておりましたが、2021年12月17日付「株主総会決議取消訴訟(控訴審)の判決(勝訴)に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、本件控訴については、2021年12月16日、①第1審判決のうち買収防衛策導入決議取消請求に係る部分を取り消す、②アルファレオ社の第1審請求のうち買収防衛策導入決議取消請求に係る部分を却下する、③本件控訴のうちその余の控訴を棄却する、④訴訟費用は、第1、2審ともアルファレオ社の負担とするとの判決(以下、「第2審判決」といいます。)が言い渡されておりました。

上記の第2審判決に付き、アルファレオ社は、一部を不服として最高裁判所へ上告及び上告受理申立て(以下、「本件上告等」といいます。)を行っておりましたが、この度、本件上告等について、アルファレオ社は、その全部を取下げたものです。

#### 2. 本件上告等の取下げられた理由

下記抜粋記載のとおり、アルファレオ社の都合によるものです。

<抜粋>

「上告人は(申立人は)、都合により、上告の(上告受理申立ての)全部を取り下げます。」

3. 本件上告等の取下げがあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 年月日 2022年9月8日（上告取下げ書及び上告受理申立て取下げ書の日付）
- (3) 本書面の送達日 2022年9月15日

4. 本件上告等の取下げを行った者

- (1) 名称 アルファレオホールディングス合同会社
- (2) 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
- (3) 代表者 代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊 章行

5. 今後の見通し

今回の上告取下げ及び上告受理申立て取下げが当社業績に与える影響はございません。また、今後、開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。

以上